公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
財務部財産活用課	施設名「石津川廃川敷」において、財産活用課が管理する普通財産(公衆用道路)の一部が囲障で囲まれ横幅約2メートル、長さ約15メートルにわたり家庭東によれば、長されていた。財産活用課によれる思議で一時的な使用とは、「家屋のように恒久的に占拠される」とのことであるが、このように恒久的におり、一時的な使用とは活力では、ブロックを設置し囲障で囲まい難い。ことから、一時的な使用とは活出して、財産活用課では、本財産の活力に、本財産の大造を選集し、明で表出し、明で書きるでは、現までは、明波できたののでは、明波では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中	適正な財産管理を行われたい。 【地方自治法】 (公有財産の範囲及び分類) 第238条 4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又 は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一	本財産については、占拠状況を解消するよう不法占拠者と交渉を重ね、令和4年1月に残存する一部囲障の撤去の合意に至り、同年3月に撤去が完了し、不法占拠状態を解消した。 今後、本財産と隣接府有地を併せて売却処分を進める。